

## 信用補完制度の見直しと今後に向けて

### 【見直しの考え方と経緯】

- 信用補完制度は中小企業の資金繰りを支える重要な制度であり、中小企業がライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要（小口、創業、承継等）や、大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた場合における資金需要等に一層対応できるものとしていくことが重要である。
- 他方、金融機関が過度に信用保証に依存することとなると、事業性評価融資やその後の期中管理・経営支援への動機が失われるおそれがあるとともに、中小企業においても資金調達が容易になることから、かえって経営改善への意欲を失う、といった副作用も指摘されている。
- このため、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上（経営の改善発達）を一層進める仕組みを構築することが必要である。
- こうした考え方の下、本ワーキンググループでの取りまとめ「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」（2016年12月）や、昨年通常国会における中小企業信用保険法等の改正等を経て、本年4月より見直し後の信用補完制度がスタートした。

### 【今後に向けて】

- 見直しの趣旨が着実に浸透し、信用補完制度が中小企業支援施策として真に機能するよう、今後、関係省庁間で協力し、以下の取組をはじめとして、継続的なモニタリングを実施していく。
  - 信用保証協会と金融機関とが、対話の下で適切なリスク分担を進めているかをモニタリングすべく、プロパー融資割合等の「見える化」を実施し、毎年度、上半期分及び年度全体分を公表。
  - 加えて、毎年全51の信用保証協会に対して中小企業庁よりヒアリングを実施し、金融機関との適切なリスク分担を通じた中小企業の経営改善・生産性向上、経営支援・事業再生の促進、地方創生等への貢献といった課題に対する取組状況について、精緻な把握に努めていく。
- こうしたモニタリングの状況・結果も踏まえつつ、引き続き、本ワーキンググループでも信用補完制度に関する適切なフォローアップを講じていく。